

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第139号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月24日 13時10分ごろ	
発生場所	熊本県熊本市 緑川河口北方沖1海里付近	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十八天 ^{てんしやう} 翔丸、19トン 292-26957熊本、株式会社村上工業 B クレーン台船 ^{はっこう} 八光三号、全長45m なし、株式会社村上工業	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 舵板の角度及びシャフトに異常（舵角指示器と15度ほどのずれが生じた） B なし	
事故等の概要	A船は、船長ほか3人が乗船し、船首約0.7m、船尾約2.3mの喫水で、B船を押してA船押船列を構成し、緑川河口沖の作業現場において回頭中、平成21年8月24日13時10分ごろ、A船の船尾船底が海底に接触した。 A船押船列は、航行に支障はないと判断して航海を続航したが、その後、上架して調査したところ、舵板の舵角及び同シャフトに異常が認められた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、緑川河口沖の作業現場を出航する際、現場の水深が浅いため満潮時に出航する予定であったが、B船のクレーンの調子が悪く作業が遅れ満潮時を経過して水深が浅くなったときに出航したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、緑川河口沖の作業現場を出航する際、現場の水深が浅いので満潮時に出航する予定であったが、満潮時を経過して水深が浅くなったときに出航したため、A船が海底に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	